

地域区長懇談会 <概要>

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
1	駒ヶ谷	駒ヶ谷小学校前の道路（横断歩道が消えかかっている）の修繕について	羽曳野警察に横断歩道の引き直しを依頼します。	道路公園課
2	駒ヶ谷	壺井配水池の取替後の道路に待避所を設けてほしい。	工事終了後の車の待避所の設置については、対象地を所有者より寄付をいただければ検討しますが、市が収用することは難しいです。	水道局工務課・道路公園課
3	西浦	財産区財産（ため池）の維持管理（草刈り）について	財産区財産の維持管理については、地元町会や水利組合等と協力し維持管理に努めております。 また、刈り取っていただいた草について、集積いただければ、市が回収・処分させていただきます。	管財用地課
4	西浦	市街化調整区域における公共下水道の污水整備について	公共下水道污水整備は、人口が集まる市街化区域において、生活排水等を排除し公共水域の水質向上に努めています。 本市の污水施設は、昭和40年頃の住宅開発を契機に設置をすすめており、施設は年々増加するとともに、老朽化も進行しています。 このような状況下で下水道の経営は、維持管理に係る費用の増加や人口減少等による下水道使用料の減収により厳しい状況となっています。 令和5年4月には、使用料の改定を行い経営状況の改善を図ってまいります が、整備区域（調整区域）拡大については、今後増加する下水道施設の維持管理等、安定した下水道経営の見通しがついた時点で検討を進めて参ります。	下水道建設課
5	西浦	ごみ収集時間を夜間にしてほしい	ごみ収集を夜間時間帯に変更するにあたっては、羽曳野市民全体の合意が必要になると思われます。考えられる問題点として、深夜から未明の時間帯による収集作業となるため騒音等の問題、夜間駐車車両等により収集車がスムーズに通行できない、深夜勤務手当の発生に伴う収集経費の増加など多くの課題が予想されます。一方で鳥獣によるごみの散らかし被害軽減、夕方のごみ出しが可能になるなどメリットもあるかと思われます。当面、メリットデメリット等を担当課に検証するよう指示いたします。	環境衛生課
6	西浦	防犯灯及び防犯カメラについて	防犯灯及び防犯カメラについては、設置費に係る補助事業を実施しています。特に防犯灯については、設置費補助の申請に基づき、補助をさせていただき、維持管理費である電気代等の補助も行っておりますので、ご活用いただけますようお願いいたします。 なお、防犯カメラについては、ご要望が多いため令和3年度より防犯カメラ設置補助金の予算を増額しました。 羽曳野市内の防犯カメラ設置台数を増やしていきたいと考えていますので、設置補助金を活用していただき、設置の検討をしていただきますようお願い致します。 防犯カメラ及び防犯灯の補助金等詳細については、羽曳野市危機管理室災害対策課までよろしく申し上げます。	災害対策課

地域区長懇談会 <概要>

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
7	西浦	災害時の避難場所の確保について 特に水害時における具体的な避難場所の指示をお願いします。	<p>昨年の10月に羽曳野市内の全世帯に『防災ハザードマップ』をお配りしました。防災ハザードマップでは羽曳野市内の全避難所の一覧を掲載し、各災害である地震、水害、土砂災害に対応しているかも併せて記載しております。ハザードマップは市役所や市内の公共施設にございますので、よろしくお願ひします。</p> <p>また、石川流域の広瀬地区は、防災ハザードマップにおいて浸水が想定される地区です。昨年度の地域区長懇談会で「『123のパチンコ店の駐車場』に一時避難できるようにしてほしい」とのご要望がありました。</p> <p>本市として、地域の状況を考え、同パチンコ店及び「延羽の湯」の立体駐車場を「緊急一時的な退避施設」としての使用ができるよう、管理者と協議させていただき、令和3年10月4日、協定を締結したところです。</p>	防災企画課
8	西浦	東高野街道交差点の安全対策（カーブミラー設置）について	<p>カーブミラーの設置につきましては、要望があれば事前に道路公園課の職員が現地に出向き調査を行い、設置可能であれば、道路反射鏡設置申請書を提出して頂くこととなります。</p> <p>※ただし、設置申請書には、地元町会長及び設置箇所付近の家屋の承諾が必要となります。</p>	道路公園課
9	西浦	家庭用パトライトの設置の支援について	<p>当市の一般高齢者サービスの中に「緊急通報システム」という緊急通報装置をレンタルできるサービスがあります。一人暮らし高齢者や高齢世帯、昼間独居の市民が利用されています。</p> <p>また、配食業者や新聞配達、郵便局など民間企業とも「羽曳野市高齢者見守り協定」を締結し、地域における高齢者の見守り連携を拡充しているところです。</p> <p>「ふれあいネット雅び」の活動を通して、区長、民生委員、老人会等の地域の皆様と行政、介護事業所等専門職が顔の見える連携を図っています。</p> <p>現在はコロナ禍の中「ふれあいネット雅び」の活動が出来ていませんが、地域の皆様と緩やかな見守りを推進してまいります。</p>	地域包括支援課

地域区長懇談会 <概要>

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
10	西浦	カラスの駆除について	<p>カラスによる生活環境への影響は、全国的に社会問題となりつつあります。本市も同様に市街地でも多くのカラスを見掛ける様になってきました。大阪府ホームページで「カラスでお困りの方へ」とのページに次のように掲載されております。</p> <p>都市部でカラスが増える大きな原因は、食べ物となる生ゴミが豊富にあることによると考えられます。栄養価の高い生ゴミを食べることにより、繁殖率が高まり、雛をたくさん巣立たせることができます。</p> <p>カラスの個体数は主に環境容量（食物、営巣場所、巣材等）により決まります。捕獲しても食物の量が多ければ他の場所から流入してしまうので、捕獲により個体数を減らすことは非常に困難です。（府HPより抜粋）</p> <p>このことから、ゴミ出しの際には皆様のご協力により、カラス被害を受けない状況を地域で作ることが重要と考えます。</p> <p>農作物被害に関しては、かねてより駒ヶ谷地域の山間部において、猟友会の協力を得て駆除の取り組みを行っており、毎年約100羽のカラス・ムクドリを駆除しております。</p> <p>なお、石川河川敷等の対応については、適宜関係機関にカラスの苦情状況を伝え、対応を要望してまいります。</p> <p>野生鳥獣は、鳥獣保護管理法により許可なく捕獲することはできません。カラスの捕獲や卵の採取も同様となり、鳴き声がうるさい、怖いといった理由では捕獲の許可はできません。餌のあるところにカラスは集まってくるので、地域でのゴミ出しルールや、ペットフードの放置をしない等の対策を地域で協力しあうことが大切となりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。</p>	産業振興課
11	西浦	樋門の管理について	<p>羽曳野市では第6次羽曳野市総合基本計画に都市農業を位置付け、農業振興及び農業基盤の整備を促進するよう努めております。</p> <p>そうした中、樋門や井堰、ため池や水路などの農業用施設については、農業に携わる方々が水利組合などの組織を作り、維持保全や運用を行ってきたものと認識しておりますが、近年、農業に携わる方の高齢化や担い手不足が懸念されており、本市もその様な傾向にあると思っております。</p> <p>この様な状況下で、自ら費用を出しあつての維持保全が厳しくなっていることも理解しておりますが、農業用施設に関しては、受益者負担の観点から、一定のご負担は求めざるを得ません。</p> <p>多額の費用が必要となる補修工事等では、国・府の補助や市独自の補助制度なども活用しながら事業を行っているところですが、引き続きこうした制度を活用いただくなど、情報提供や技術的支援などを行ってまいります。</p>	産業振興課

地域区長懇談会 <概要>

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
12	西浦	西浦で管理する農業用水路の清掃活動について	羽曳野市では自治会や水利組合など地元が行う水路の清掃活動に対し、要望にもとづき汚泥の回収作業等を行っております。 農業従事者の高齢化や担い手不足、地元住民も高齢化が進行している中で、農業用水路の維持管理が厳しい状況は理解しておりますが、他の地区も含め市域全体の問題として、今後どの様に地元の負担軽減ができるのか、検討が必要と考えます。	産業振興課
13	西浦	旧市民プール跡地について	西浦の市民プールにつきましては、開場から40年近く経過し、老朽化により抜本的かつ大規模な修繕を行わなければ開場できない状況であったことから、平成29年度の営業を最後に廃止しました。 これに替わり、本市の中央に位置する中央スポーツ公園内での市民プールの整備が完了し、今年7月20日にオープンしました。休日には入場制限をする場合があるなど多くの利用者で賑わい、8月末日までの期間中で2万人近くの来場者がありました。 旧市民プールの跡地利用につきましては、施設整備の方針とスケジュールを示す「公共施設等総合管理計画アクションプラン」に基づき、整備・更新が必要な公共施設について、集約化、複合化を含め検討しております。 なお、旧市民プールに隣接する西浦の市民体育館につきましては、昭和50年に建設され老朽化が進み、耐震性にも課題がある施設となっており、先程申しました「公共施設等総合管理計画アクションプラン」において大規模改修を行う方向で検討している施設となっています。 また、スポーツ施設としましては、市民体育館に隣接する屋外テニスコートとコートの老朽化が激しい駒ヶ谷テニスコートの集約化について検討している状況であり、こうした施設を含め検討し、旧市民プール跡地の具体的な活用案を示してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。	スポーツ振興課

地域区長懇談会 <概要>

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
14	西浦	移動健診バスの要望について	<p>健康増進課では、各種がん検診を実施しており、保健センターだけでなく地域での検診を複数回、実施しております。（石川プラザ・モモプラザ・コロセアム・陵南の森・市役所別館・保健センター）</p> <p>循環バスを利用し、受けられる方も多くいらっしゃいます。</p> <p>健康教育・健康相談については、地域の要望があれば、日程を調整の上、保健師・看護師・管理栄養士等の専門職が地域において実施します。</p> <p>血液検査等を実施する特定健康診査・後期高齢者医療健康診査については、大阪府下の医療機関での受診が可能となっています。本市の後期高齢者医療被保険者（75歳以上）は9割以上が医療機関を受診している状況です。定期受診の際に、併せて健康診査も受診していただくことで病気の早期発見及び予防につながります。</p> <p>今年度より開始した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」では、専門職が地域の高年生きがいサロンに出向き高齢者に対する健康相談事業を実施しています。また、健診結果よりフレイル予防等保健指導の必要がある方や本人から相談を受けたい希望があれば、ご自宅へ専門職が訪問し相談を実施しています。</p>	健康増進課 ・保険年金課
15	西浦	南阪奈と尺度交差点の中間に信号設置について	<p>信号機の設置は、警察署の所管になりますので、ご要望されております当該場所の道路管理者である大阪府富田林土木事務所及び羽曳野警察署に対し要望を行って参ります。</p>	道路公園課

地域区長懇談会 <概要>

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
16	西浦	石川プラザ以南のコミュニティセンターの設置について	<p>本市では、老朽化問題に直面している公共施設やインフラ施設等の計画的な更新をはじめ、施設総量の適正化、投資的経費の平準化、維持管理コストの低減化等の指針を定めた「羽曳野市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を平成28年3月（令和3年12月改訂）に策定しました。</p> <p>当該計画の計画期間40か年を4期に分け、10年を1期とした公共施設等の個別施設計画として策定した第1期アクションプランに基づき、公共施設の更新等について取り組んでいるところです。</p> <p>「羽曳野市人口ビジョン」で示された、本市がめざすべき人口の将来展望によれば、平成27年からの40年間で20%の減少に留まるように取り組むことと定められています。このことから、公共施設の延床面積等について、今後40年間で20%の縮減を目標とし、市民ニーズとのバランス等を図りながら集約化、複合化、廃止について検討しています。</p> <p>本市には、羽曳が丘コミュニティ、丹比コミュニティセンター、東部コミュニティセンターの3館を市域に設置しており、新たなコミュニティセンターの整備については、総合管理計画においても予定しておりません。</p> <p>今後において、総合管理計画及びアクションプランに基づき、本市にとって適切な施設整備をおこなってまいります。</p>	市民協働ふれあい課
17	丹比	空き家の樹木について	空き家の適正な管理の責務を負う土地所有者に「空き家の適正管理に関する通知」を送付し、対応をお願いしているところです。	建築住宅課
18	丹比	公園の除草について	水路からの汚泥は、水路の泥上場へ上げておいていただければ管財用地課で回収させていただきますのでご連絡ください。また、水路の除草等日常の管理につきましては、引き続き区長はじめ地元住民のみなさまにてご協力いただきますようお願いいたします。	管財用地課・道路公園課
19	丹比	通行の時間規制とカーブミラーの設置について	<p>通行の時間規制については、所管が警察となるため直接、警察に要望されるようお願いいたします。</p> <p>また、カーブミラーの設置につきましては、要望があれば事前に道路公園課の職員が現地に出向き調査を行い、設置可能であれば、道路反射鏡設置申請書を提出して頂くことになります。</p> <p>※ただし、設置申請書には、地元町会長及び設置箇所付近の家屋の承諾が必要となります</p>	道路公園課

地域区長懇談会 <概要>

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
20	丹比	子どもの地域福祉教育について	<p>小中学校における子どもの地域福祉教育という観点では、座学の学習としての道徳の授業や、高齢者の方々とのお互い・交流などが実施されております。</p> <p>具体的には、例えば小学校中学年の道徳では、「現在の生活を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接すること」について意識する授業があります。また、校区によっては小学校低学年で、地域の老人会の方々から「お手玉・コマ回し・めんこなどの昔あそび」を教わったりする交流の時間を設けているとも聞いております。</p> <p>しかし、この2年以上にわたるコロナ禍の中で、残念ながら直接の交流は控えております。今後状況が良くなれば、将来「地域福祉の担い手」になってくれるようなお互い・交流も復活させていきたいと考えております。</p>	学校教育課
21	丹比	空家対策について	<p>空き家からはみ出た樹木であっても個人の所有物とみなすため、市で樹木を伐採・撤去することができません。現在、担当課では市民の方からご相談を頂いた空き家について「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、所有者へ適正管理に努めるよう通知文を送付しています。</p> <p>当市は5月に不動産団体・宅建業協会と「空家等の適正な管理の推進に関する協定」を締結致しました。空き家の所有者からの希望があれば、協力事業者に空き家の利活用の相談をしていただくことができます。これを機に今までと違ったアプローチとして空き家の流通を活性化し、空き家自体の解消に期待しております。</p>	建築住宅課
22	古市	<p>○水路があふれる（底のコンクリートの修繕、蓋をしてほしい。）</p> <p>○最終マスの修繕</p>	現場確認に行き、対応を調整していきます。	管財用地課（下水道建設課）、道路公園課
23	古市	速度抑制帯の設置要望（ぶつぶつの突起・道路が立体に浮かぶ絵）とカーブミラーの設置について	<p>速度抑制帯の設置要望については各交差点に交差点マークの表示を行います。</p> <p>また、カーブミラーの設置につきましては、要望があれば事前に道路公園課の職員が現地に出向き調査を行い、設置可能であれば、道路反射鏡設置申請書を提出して頂くことになります。</p> <p>※ただし、設置申請書には、地元町会長及び設置箇所付近の家屋の承諾が必要となります。</p>	道路公園課
24	古市	<p>広報板が硬くて、ピンが入らない。</p> <p>ピンが入りやすい素材にしてください。業者に必ずポスターの管理（ピンの回収）を周知願う。</p>	広報板を比較的ピンが入りやすい材質に取り替えました。	秘書課
25	古市	空家のスズメバチの巣の駆除について	空き家の適正な管理の責務を負う土地所有者に「空き家の適正管理に関する通知」を送付し、対応をお願いする。	建築住宅課

地域区長懇談会 <概要>

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
26	古市	青パトの継続について 高齢のため次世代に引き継ぎをお願いしたい。	青パトの今後の方向性については、市直営で青パトを回っていることもあり、支援や協力をしてまいります。	社会教育課
27	古市	防犯協議会からの配布物の取り扱いを改善できないか。	戸別配布できないか、また、SNS等を通じてお知らせできないかなど防犯協議会に申し入れを行ったところ、対応困難であるため、現行の取り扱いでお願いしたいとの回答がありました。 市では、様々な配布物をデジタル化しウェブサイト、SNS発信で広く周知できるよう検討してまいります。 ただ、情報を紙ベースでしか受け取れない市民様もいらっしゃることも事実でございます。 配布物に関しては、広報配布と同時に配布できるよう、それぞれの課や機関に対して周知徹底していきます。 ただ、急な回覧などに対しては、今までのように町会の皆さまのご協力をお願いします。	市民協働ふれあい課 ・危機管理室 ・広報
28	埴生	防災活動されている方との情報交換について	地域で防災意識が向上するよう情報交換できる機会を設けさせていただきます。	危機管理室
29	埴生	AEDの設置・AEDマップについて	本市内のコンビニエンスストア等への設置に向けて、他市事例の調査を行い、箇所、調達手法などについて研究中です。 またAEDマップにつきまして、関係部署（危機管理室・健康増進課）で調整していきます。	危機管理室・健康増進課
30	埴生	道路街路樹のあと処理について	街路樹のあと処理をします。（3か所）	道路公園課
31	埴生	道路の水銀灯について	来年度、設置する予定です。	道路公園課
32	埴生	下印池のフェンスの草について	除草します。	産業振興課
33	埴生	竹やぶについて	民地であり、個人所有物に当たるため、市では伐採等の処理対応はできません。 所有者に対して土地の適正管理求める（処理のお願い）文書を送付し、対応をお願いします。	環境衛生課
34	埴生	野中寺の坂道の草について	羽曳野市の土地ではない。おそらく、藤井寺市ではないのか？藤井寺市まちづくり保全課へ状況を説明する。	管財用地課
35	埴生	私道下水道未整備箇所の下水工事の合意について	下水道未整備箇所について整備できない理由 →土地所有者から私道承諾を得ることができなかったため。	下水道建設課

地域区長懇談会 <概要>

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
36	埴生	自然災害の備えについて	災害時、市民のみなさま一人ひとりによる「自助」、地域のみなさまによる「共助」の力は欠かせないものです。「防災講座」は、本市職員が地域のみなさまのご要望に応じ、地域で開催させていただいています。 内容につきましては、お一人おひとりの災害への備えに関するものや、地域のリーダーを担っていただくためのものなど多様です。実施に際しては、ご要望に沿った内容となるよう努めてまいります。	防災企画課
37	高鷺	東徐川の損傷しているフラップゲート弁について	富田林土木事務所にも確認したが、フラップゲート（逆流防止弁）を設置した当時の経緯が不明で、管理者が定まっていない状況。大阪府と協議を行ったうえで、適切に維持管路を行ってまいります。	下水道建設課
38	高鷺	公園（東除公園）への防犯カメラ設置要望について	来年度設置予定です。	道路公園課
39	高鷺	空き地の管理について	所有者に対して土地の適正管理求める（処理のお願い）文書を送付し、対応をお願いします。	環境衛生課
40	高鷺	通学路のグリーンベルトの設置について	来年度設置に向けて検討します。 ただし、外側線（白線）がないなど警察協議が必要な場合があり、また、道路幅員が狭い箇所は設置することができません。	道路公園課
41	高鷺	空家の植木について	空家の適正な管理の責務を負う土地所有者に「空家の適正管理に関する通知」を送付し、対応をお願いします。	建築住宅課
42	高鷺	恵我之荘駅前広場はいつできるのか	恵我之荘まちづくり協議会で進捗状況を報告させていただきます。	道路公園課
43	高鷺	郡戸大堀線の歩道について	随時、整備が整った部分から順に利用開始していきます。 恵我之荘まちづくり協議会で進捗状況を報告させていただきます。	道路公園課
44	高鷺	町会の役員のみなり手について	自治会活動について転入者向けの啓発チラシを作成し、転入手続き時に配付しています。町会組織が成り立っていてこそ災害時に機能するものであるため、広報紙を活用してPRしていきます。 区長・役員のみなり手の確保については、働く世代が町会役員になっていただきやすいような環境を整える必要があります。オンライン参加の活用など市でも様々な方法を検討していきます。	市民協働ふれあい課
45	高鷺	集会所の備蓄（寝具など）の補助について	地域のみなさまの防災活動が持続し、備えを充実していただけるよう、支援のあり方について検討してまいります。	危機管理室

地域区長懇談会 <概要>

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
46	高鷺	土日の発熱外来（インフルエンザ・コロナ）について	羽曳野市では、休日急病診療所を日曜・祝日・年末年始の10：00～12：00、13：00～16：00、小児科のみ土曜・日曜・祝日・年末年始の18：00～22：00で診療を行っています。3年前のコロナウイルスが感染拡大した時より、現在の保健センターの休日急病診療所では感染力の強いコロナウイルスに対して、施設上、動線分離の場所の確保が出来ず、コロナ検査を行うことが出来ていません。ただし、明らかに濃厚接触者と判断できる患者以外の発熱者に関しては検査ができないことを説明したうえで診察は行っています。準夜間の南河内北部広域小児急病診療事業では、医師の判断でコロナ検査以外のインフルエンザ検査等は行っています。 また、年末年始（12月30日～1月3日）におきましては保健センターが閉館していることもあり他の部屋を利用し、発熱者と通常患者の診察室の階を分けるなど動線分離が可能のため、昨年度は臨時的に発熱外来を開設しておりました。 今冬（12月4日～1月15日までの日曜・祝日）の臨時発熱外来について、民間病院のご協力で新型コロナウイルス感染症、及びインフルエンザの検査を受けることができます。	健康増進課
47	高鷺	府道へのグリーンベルト（ガードレールが危ない）の設置について	府道島泉伊賀線の拡幅につきましては大阪府に要請いたします。 交差点の停止位置につきましては警察所管となりますので、羽曳野警察に地元より要望のあった旨、連絡いたします。 仮歩道として利用していただけるよう、ガードレールの改修を行います。	道路公園課
48	羽曳が丘	西浦交差点の渋滞解消について	西浦交差点の渋滞対策として、車線を広げることが効果的であると考えており、今年度は予備設計業務に着手し、抽出した課題を整理し、各関係機関と協議を進めているところです。次年度以降は、さらに協議を深めて課題を解決する詳細設計業務に着手、令和6年度早期の開通に向け進めてまいります。	道路公園課
49	羽曳が丘	街路樹の整備と維持管理について	街路樹は、剪定を年1回、防虫剤散布等を年2回行っています。 要望がありましたら枯れた樹木については、順次植替えを行っています。伐採してほしいとの要望がありましたら地元町会と協議の上伐採する場合もあります。	道路公園課
50	羽曳が丘	道の駅の渋滞について	道の駅の渋滞解消について、4車線分ある道路幅で現在双方1車線ずつですが、車線を増やすには未使用部分のアスファルト舗装をやり替える必要があり、費用が1億円ほどかかるとのことですが、市としては引き続き要望してまいります。	道路公園課
51	羽曳が丘	羽曳が丘1丁目北公園の砂場について	地区から要望書をいただいたらフェンスの設置に向けて検討します。	道路公園課

地域区長懇談会 <概要>

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
52	羽曳が丘	空家の管理について	当該空き家につきましては、以前より、住民の方々から当課に草木の越境、落葉、治安などに関してご相談が寄せられているところであります。このことから当課より空き家の適正な管理の責務を負う土地所有者に「空き家の適正管理に関する通知」を送付し、対応をお願いしているところでありますが、直接、当課にご返答を頂けていない状況であります。今後は、通知文と共に、今年度より締結した不動産関係団体との連携協定に関する案内文を送付し、空き家の流通及び利活用を促していきたいと考えております。	建築住宅課
53	羽曳が丘	図書館の運営について 「正職員の司書が次々と定年を迎え、新たな採用もないためこのままでは正職員の司書がいなくなってしまう。今後の市立図書館をどのように考えているのか、考えを聞かせてほしい。」	まず、司書について、正規の司書職員が退職しても、ゼロになることはないようにします。 羽曳野市は図書館が大変充実しており、市民一人当たりの図書館の貸出数も多いです。市民の意識も高いです。こういう中で、将来的に羽曳野市の図書館をどのようにしていくのがいいかについては、民間事業者への委託も含めて今後研究していきたいと考えています。 ただし、当面は司書も補充し、今の、法律に基づく運営を維持します。民間に委託するとしても、まるまる委託ということではなく、民間のノウハウをもった司書を雇うような委託方法が可能か検討するということです。司書がいなくなるとか、公共図書館でなくなるということはないので安心してください。	図書館課
54	羽曳が丘	公園（西北公園）の草刈りについて	草刈りについては、町会で対応していただき補助金をお渡しする方法と市で対応させていただく方法があります。草刈りの回数を増やしてほしいという要望は多く、これからも検討してまいります。限られた予算の中でどう配分していくかということになりますので、ご理解をお願いします。	道路公園課
55	羽曳が丘	標識の設置について	地元から羽曳野警察署へ標識の設置に関する要望書を提出していただきました。	道路公園課
56	羽曳が丘	車道の修繕について	自転車の走るところの道路舗装がデコボコで危ないとのことについて、道路舗装の予算はかなり増やしていますが、市内全体で道路は三百数十キロメートルほどあり、すべてを管理しようとするとかかなりの年数がかかってしまうため、しっかりと優先順位をつけて、できるだけ早く安全に使っていただけるよう道路舗装をまいります。	道路公園課

地域区長懇談会 <概要>

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
57	羽曳が丘	自転車の交通ルールの啓蒙について	<p>①【全ての年齢層に対する自転車乗用中のヘルメットの着用の努力義務化】 ・施行日：交付日（令和4年4月27日）から1年以内の政令で定める日 ②【自転車安全利用五則等】 H20.6 改正道交法 施行 1. 走るのは車道が原則、歩道は例外 （13歳未満の子ども・70歳以上の高齢者・身体の不自由な人が運転している場合等） 2. 左側を通行 3. 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行 （歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止） （自転車の歩道通行を認める場合の歩道幅員は、「普通自転車歩道通行可」に、指定可能な3.0m以上を基準とするものとする。） 4. 普段から、安全ルールを守る ○飲酒運転・二人乗り・並進走行の禁止 ○夜間はライト点灯 ○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 ○ながら運転の禁止 ・スマホ、携帯電話を使いながら ・ヘッドフォン等で大音量の音楽を聴きながら ・傘を差しながら 5. 命を守るヘルメットを着用（努力義務） （自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。）</p> <p>ルールブックは、警察で作成していると思いますので確認し、ホームページに掲載等してまいりたいと思います。ヘルメット着用も命を守ることにつながるので、あわせて掲載したいと思います。</p>	道路公園課・学校教育課
58	羽曳が丘	草刈り方法について	<p>公園の草刈りについては、除草剤は広範囲に撒くと人体に影響があり、草を根元から抜くのは狭い範囲であれば可能ですが、広範囲にわたるときは根元から抜くのは不可能であるため、草刈り機で草を刈ることになります。確かに、草を抜くのが一番効果的ですが、除草剤をまくと近隣の方や特に子どもさんのアレルギーの問題があるため、現状の草刈り機による方法となります。</p>	道路公園課

地域区長懇談会 <概要>

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
59	羽曳が丘	古市駅前の開発について	<p>現在、市としての課題は多く、優先順位を設けて取り組んでいます。 先ず、老朽化が著しく安全に使用できなくなっている給食センターや市役所新庁舎の建て替えを行います。また、大阪府の中でも一番多い保育園や幼稚園についても、児童数の減少から統廃合も今後進めて行かなければならない課題となっています。 古市駅周辺の開発につきましては、これらの課題よりも早急に進めなければならないものではないと考えますが、ご指摘いただいたとおり古市駅周辺は市の玄関口であり羽曳野市の発展には重要な拠点ですので、再開発について検討を進めてまいります。</p>	都市計画課
60	羽曳が丘	子育てについて	<p>まず、羽曳野市公式ラインを立ち上げ、市民の皆さんとしっかり情報共有できるようにいたしました。 （子ども医療費助成については、18歳までの期間に広げております。） また、令和5年度より出生児の聴力検査の費用補助や3歳児健診時の屈折検査を実施予定としております 他には、こども園に登園管理システムを導入したり、小学校では、本市独自の施策として、子どもたちがタブレット端末を持ち運びしやすいようにかばんを配付したり、パソコンを始めるので、子どもたちの視力低下や目を守るためにパソコンにブルーライトのカットフィルムを貼っています。また、現在あまり利用されていない公園を活用してスリー・オン・スリーバスケットボールなどボールを使えるような公園を、これからも各地域に作っていきたいと思っております。ますます子育て施策を充実させて、教育にも今まで以上に予算を増やしていますので、皆さんのご意見、ご要望をいただきながらしっかりと形作っていきたいと考えています。</p>	こども政策課・ 学校教育課
61	羽曳が丘	給食センターについて、中学生の給食は弁当方式ではなくて小学校のような給食方式にしてもらいたい。	<p>中学生までの全員給食は実施したいと考えておりますが、財源等に課題があるというのが現状ですので、まずは、3人目以降への無償化など、多子世帯へのサポートについてしっかり力を入れてまいりたいと思います。</p>	食育・給食課
62	羽曳が丘	近鉄バスの増便（乗り継ぎチケット）について	<p>民間会社の運行になりますが、住民の方からの要望を、市としていただいていることを、機会を設けて届けてまいります。</p>	道路公園課
63	羽曳が丘	ボール遊びができる公園	<p>現在あまり利用されていない公園を活用してスリー・オン・スリーバスケットボールなどボールを使えるような公園を、これからも各地域に作っていきたいと思っております。</p>	道路公園課

地域区長懇談会 <概要>

No.	地区	質問・意見等	対応	担当課
64	羽曳が丘	公園のゴミ箱の設置について	公園の美化についてのニーズは高いことは了解しておりますが、周辺市でもゴミ箱はすべて撤去しており、それはテロ対策、マナーの問題として家庭ごみや不燃ゴミを捨てに来られて処理が大変だったことという経緯があります。ゴミは自分たちでしっかり持ち帰ることを教えざるを得ないというのが現状であることだと考えられます。ニーズはよく分かりますが、ゴミ箱の設置は難しいということをご理解願います。	道路公園課